

## 公表第4号

地方自治法第199条第12項の規定により、久留米市長、久留米市教育委員会委員長及び久留米市企業管理者から当該監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表します。

平成29年3月28日

久留米市監査委員	中島年隆
久留米市監査委員	塙秀二
久留米市監査委員	原口和人
久留米市監査委員	藤林詠子

定期監査の結果に基づく指摘事項等の措置状況

監査実施年度：平成27年度

部局名：商工観光労働部

指摘事項等			措置状況等
指摘事項	財務監査	補助金等 交付事務	地域サイクルコミュニティーセンター運営事業負担金において、交付対象経費のうち、事業の実態とそぐわないものが含まれている。
			交付先である地場産くるめとの協議の結果、事業の実態に合わせ、負担金については平成28年度で終了することといたしました。